

令和7年 第1回臨時会

7月23日（水）

令和 7 年第 1 回臨時会会議録目次

1	議席の指定	4
2	選挙第 2 号 副議長選挙	4
3	議長の辞職について	6
4	選挙第 3 号 議長選挙	6
5	会議録署名議員の指名	7
6	会期の決定	7
7	議案第 8 号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例）の承認について	8
8	議案第 9 号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例）の承認について	10
9	議案第 10 号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	12

令和7年第1回多摩六都科学館組合議会
臨時会会議録

○期 日 令和7年7月23日（水）

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員（10名）

1番	伊藤 央 君	2番	岩本 誠 君
3番	白石 えつ子 君	4番	渡辺 英子 君
5番	穴見 れいな 君	6番	やつだ こうじ 君
7番	高橋 和義 君	8番	沢西 卓哉 君
9番	とみながゆうじ 君	10番	菅原 みほ 君

○出席説明員

管 理 者 池澤 隆史 君

事務局長 保谷 俊章 君

管理課長 豊田 和徳 君

管 理 課
主 査 小 菊 繭 君

管 理 課
主 任 内 木 浩一朗 君

○議会職員出席者

書 記 秋 山 仁 志 君

○議事日程

第 1 議席の指定

第 2 選挙第 2 号 副議長選挙

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 会期の決定

第 5 議案第 8 号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

第 6 議案第 9 号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

第 7 議案第 10 号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○追加議事日程

第 1 議長の辞職について

第 2 選挙第 3 号 議長選挙

令和7年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会

令和7年7月23日（水）午後2時08分開会

○議長（とみながゆうじ君） それでは、定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を開会いたします。

○議長（とみながゆうじ君） 最初に、管理者より御挨拶をいただきたいと存じます。

池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 皆様、こんにちは。西東京市長、また、多摩六都科学館組合の管理者を務めております池澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

組合議会の貴重なお時間をいただきまして、開会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、多摩六都科学館組合議員に御就任をいただきまして、誠にありがとうございます。また、西東京市選出の両議員におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

多摩六都科学館組合議会も議員の改選時期でございまして、本日、臨時議会を開催させていただくこととなりました。新たな役員体制で今後の議会運営をお願いすることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

この多摩六都科学館でありますけれども、昨年の令和6年3月に開館30周年を迎えまして、12月には開館以来延べ利用者数が500万人に達するという事で、ちょうど500万人目の御来館者の方にお祝いといいますか、記念品等を差し上げさせていただきました。

ちょうど500万人目となった方は、近隣の自治体からお越しいただいたお父様、お母様とお子様お一人、3人の御家族の方でした。圏域外の方が500万人目ということで、やはり圏域の中だけではなくて圏域外の方にも御利用いただいている。それも、お父様にお話を聞きましたところ、1回だけではなくて何度もこの科学館を訪問されているということでしたので、それだけ広く地域の方にも愛されている科学館が30年を迎えて発展をしてきたんだなというふうに感じたところでございます。

そして、令和6年度は年間を通して約22万1,000人、その前の年が約20万人でしたので、

2万人ほど利用者が伸びておりますし、昨年と比べましても、令和7年の4月から6月を見ましても、同月比で12.4%の増ということで、利用者がまだまだ増えているような状況でございます。ついこの前の3連休も最終日はすごいにぎわいでして、大型映像やプラネタリウム番組を御覧いただくことができないような方も残念ながらいらっしゃいましたけれども、それだけにぎわいのある館に発展をしてきているということでございます。

引き続き議員の皆様と連携を図る中で、また、指定管理者の御協力もいただきながら、多くの市民の皆様に関域内外にかかわらず愛される科学館に発展をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日もお世話になります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（とみながゆうじ君） 池澤管理者、ありがとうございました。

○議長（とみながゆうじ君） 続きまして、日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、多摩六都科学館組合議会会議規則第3条第1項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（とみながゆうじ君） 御異議なしと認めます。

よって、議席は、ただいま御着席のとおりと決定いたします。

○議長（とみながゆうじ君） 日程第2「選挙第2号 副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（とみながゆうじ君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（とみながゆうじ君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に4番 渡辺英子議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました渡辺英子議員を副議長の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（とみながゆうじ君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡辺英子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡辺英子議員が議場におられますので、多摩六都科学館組合議会会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました渡辺英子議員に副議長当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○4番（渡辺英子君） ただいま御指名に預かりました渡辺でございます。

議長を支えてしっかりと議事進行に努めたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（とみながゆうじ君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時16分 再開

○副議長（渡辺英子君） それでは、議長と交代いたしまして、再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長宛てに議長から辞職願が提出されました。この際、日程を追加し、直ちに本件を先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺英子君） 御異議なしと認めます。

よって、追加議事日程を先議することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時18分 再開

○副議長（渡辺英子君） 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、「追加日程第1 議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番 とみながゆうじ議員の退席を求めます。

〔9番 とみながゆうじ議員退席〕

○副議長（渡辺英子君） お諮りいたします。

本件につきましては人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺英子君） 議長の辞職について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（渡辺英子君） 挙手全員と認めます。

よって、議長の辞職については許可されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時19分 再開

○副議長（渡辺英子君） 休憩を閉じて再開いたします。

追加日程第2「選挙第3号 議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺英子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺英子君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に1番 伊藤央議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました伊藤央議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺英子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました伊藤央議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました伊藤央議員が議場におられますので、多摩六都科学館組合議会会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました伊藤央議員に議長当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○1番（伊藤 央君） 御承認いただきました伊藤でございます。

円滑な議事進行に努めてまいりますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（渡辺英子君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（伊藤 央君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、第3番 白石えつ子議員及び第4番 渡辺英子議員を指名いたします。

○議長（伊藤 央君） 日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（伊藤 央君） 日程第5「議案第8号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第8号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が一部改正されることに伴い、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を一部改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 議案第8号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御説明をいたします。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、その一部が令和7年4月1日に施行されることに伴い、本条例を一部改正するもので、主な内容は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充することや、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等に関する周知の強化等でございます。

なお、組合が準拠しております西東京市の当該条例の一部改正につきましては、令和7年3月28日に議決、同年4月1日から施行されることから、本条例につきましては、令和7年3月31日に専決処分を行い、同年4月1日から施行したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

資料の2、議案第8号関係資料「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページでございます。第8条の4では、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除に係る規定で、対象となる子の範囲を現行の「3歳に満たない子を養育する職員」から

「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」へそれぞれ拡充するものでございます。

次に、第16条の2、第16条の3は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等に関する周知の強化等について、新たに規定を整備するものでございます。

第16条の2第1項は、配偶者等の介護を申し出た職員に対して、個別に制度等を周知するとともに、職員の介護休暇等に係る取得意向を確認するための面談などを行うものでございます。

同条第2項は、職員が40歳に達した年度に制度等に関する情報提供を行うものでございます。

第16条の3は、職員からの介護休暇等の申告、請求または申出が円滑に行われるよう、職員に対する制度等に関する研修の実施や相談体制等、介護休暇等をさらに取得しやすい勤務環境を整備するものでございます。

続きまして、別表第2でございます。まず、同表11の項の休暇の名称を「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に改めます。

2ページをお願いいたします。休暇の取得事由につきまして、現行の「看護」や「予防接種、健康診断」に加え、入園や卒業式などの「行事参加」や、「感染症に伴う学級閉鎖等」を追加し、取得事由を拡充するものでございます。

最後に、附則でございます。附則では、本条例の施行期日及び経過措置を定めるものでございます。

議案第8号につきましての補足説明は、以上でございます。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、「議案第8号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（伊藤 央君） 日程第6「議案第9号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第9号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、東京都人事委員会勧告並びに西東京市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例を一部改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） それでは、議案第9号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御説明いたします。

本議案は、昨年の東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都並びに西東京市の条例の一部改正と同様に、扶養手当及び地域手当等を改正するものでございます。

なお、組合が準拠しております西東京市の当該条例の一部改正につきましては、令和7年3月28日に議決、同年4月1日から施行されることから、本条例につきましては令和7年3月31日に専決処分を行い、同年4月1日から施行したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

資料の3、議案第9号関係資料「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表」を御覧ください。

まず、第9条第2項は、東京都人事委員会勧告で配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当を拡充することが示されている趣旨を踏まえ、現行条例の第1号に規定する配偶者を削除し、各号を繰り上げるものでございます。

また、同条第3項においては、扶養親族の区分から配偶者を除き、子に係る扶養手当の月額を9,000円から1万3,000円とするものでございます。

なお、扶養手当の改正につきましては、対象となる職員への影響を鑑み、2年をかけて実

施することとしており、令和7年度においては経過措置を設けているところでございます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページの附則第2項を御覧ください。附則第2項では、施行の日から令和8年3月31日までの経過措置を規定しており、子に係る扶養手当の額を1万1,500円とし、配偶者については3,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、1ページへお戻りください。第10条は、現行では扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関する事項を規定しておりましたが、改正後の第9条第5項においてそれらの規定を規則で定めるとしたことから、改正後の第10条につきましては削除しております。

2ページを御覧ください。第11条は、地域手当の支給率を現行の100分の15から100分の16に改めるものでございます。

続いて、3ページと4ページを併せて御覧ください。第25条の4第3項は、勤勉手当基礎額について規定するもので、現行に含まれておりました扶養手当を改正後は除算するものでございます。

最後に、附則でございます。附則第1項では本条例の施行期日を令和7年4月1日とし、附則第2項では、先ほど御説明いたしました扶養手当の改正に係る経過措置について定めているものでございます。

議案第9号についての補足説明は、以上でございます。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（伊藤 央君） 日程第7「議案第10号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番 穴見れいな議員の退席を求めます。

〔5番 穴見れいな議員退席〕

○議長（伊藤 央君） それでは、提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第10号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、多摩六都科学館組合監査委員の選任について議会の同意を求める必要があるため、清瀬市選出の穴見れいな議員の選任を御提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

議案第10号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時37分 再開

○議長（伊藤 央君） 休憩を閉じて再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました穴見れいな議員から一言御挨拶をお願いいたします。

○監査委員（穴見れいな君） ただいま同意していただいた穴見です。

丁寧な監査を心がけたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 央君） ありがとうございます。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 伊 藤 央

多摩六都科学館組合議会議員 白 石 えつ子

多摩六都科学館組合議会議員 渡 辺 英 子

多 摩 六 都 科 学 館
組 合 議 会 会 議 録

令和 7 年 9 月 発行

編集兼
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982